

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日： 平成22年12月13日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人藤浪福祉会 (施設名) 藤浪保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)横江好明	定員(利用人数):120名
所在地:〒496-0042 愛知県津島市寺前町2-71-1	TEL 0567-25-4648

③総評

◇特に評価の高い点

保育所2か園と幼稚園を運営されていることから、乳幼児を取り巻く動向や保育に関する情報をより早く捉え、保育所経営に生かしている。また、マラソン大会・縄跳び大会・体力測定等体力づくりや自立を促す貴重な機会としてのお泊り保育も、園の特徴として今後も充実されると良い。更に第三者評価事業の実施にあたって職員間でのマニュアル内容の検討を進めた経験を生かし、今後も保育内容の充実や地域の子育て支援の取り組みに向け、職員全体での協議を定期的に行うことが望まれる。

◇改善を求められる点

園長・副園長の体制を生かし、職員会議への定期出席を実現し、園運営や保育の質の向上に管理者の指導力をより発揮されることが望ましい。また、職員の勤務継続のための課題検討と資質向上のため、職員会議での検討と職員教育・研修に関する基本姿勢の確認と研修計画の策定と実施が求められる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

この第三者評価を受審するにあたり、評価項目について全職員が自分たちの保育を見直す大変良い機会を得たと共に、管理者としてあるべき立場を一から見直す事が出来たと感じました。そして自分たちで、自己評価や現状分析、さらにマニュアルなどの見直し・整備ができたことはとても有意義でありました。
また評価していただく事で、自分たちでは気付かない当園の特徴を知ることができました。
今後は、自己評価と第三者評価の結果の違いを踏まえて、一つ一つ改善を重ねていき、管理者と職員が有機的に機能して、地域に根ざした子育て支援の拠点として、より質の高い保育の提供を目指していきます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念、基本方針は明文化され、園のしおりやホームページで掲載し職員室にも掲示して周知を図っている。また、保護者には園のしおりに基づき説明をしている。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

施設を取り巻く環境を反映した中期計画が策定されているが、それを踏まえた事業計画が策定されておらず、職員並びに保護者への周知がされていない。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

管理者は園の行事や保護者会でその役割を果たしているが、職員会議等に出席し、経営や業務改善、更には保育の質の向上に向けた取り組みにも指導力を発揮されることが望まれる。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	① ・ b ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ③

評価機関のコメント

児童や保育所を取り巻く環境、今後の動向や推移を把握し経営に取り組んでいるが、更に安定した経営の継続のため客観的な経営診断である外部監査の実施について検討されることが望まれる。

II-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	① ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員の個別面談を行い、意向把握による体制の改善や福利厚生の実現に取り組んでいる。また、園外の研修に職員を派遣して資質向上に取り組んでいるが、教育・研修に対する基本姿勢の明示と個々の職員に対する教育・研修計画の策定が望まれる。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

各種マニュアルが整備されており、避難訓練や不審者対応訓練も実施、また、ヒヤリハットに取り組むなどして、危険箇所に対する注意も促している。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者や地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	① ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	a ・ ㉠ ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ ㉠ ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	a ・ ㉠ ・ c

評価機関のコメント

地域の運動会に参加したり、老人保健施設への訪問を実施するなど、積極的に地域との交流を行っているが、民生委員、小学校との積極的な連携が望まれる。更に、子育て相談を始めとして、園庭開放や体験入園等の実施による地域のニーズの把握とそのニーズに応えた事業の実施が望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	a ・ ㉠ ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者を尊重する姿勢という点では、保育理念、基本方針ともにそうした姿勢をアピールするようなものとなっているとは言い難いが、子どもたちが元気に遊ぶ環境設定には配慮がされている。保護者も保育士に何でも気軽に声をかけやすい雰囲気となっており、これを受けとめようという積極的な姿勢がみられる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ ㉠ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ ㉠ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48 a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49 a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50 ① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51 ① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52 ① ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育は保育指針に基づき、指導計画が立案されて進められているが、標準的な実施方法が未整備であり、指導計画の見直しについても個々の保育士への園長、主任の指導があることが認められるような文書へのコメント等はない。ケース会議等を通じて、職員同士での子どもの状況の共有化ははかられている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 ① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 ① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

ホームページやしおりにより、情報は適切に発信されており、入園時には、このしおりに基づき 必要な情報が説明、提供されている。他園への転園に際しての情報の申し送りについては、これをマニュアルで定めて、適切にすすめられることが望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 ① ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	a ・ ㉒ ・ c

評価機関のコメント

児童記録は整備、保管され、保育指針に基づく、指導計画も適切に立案されている。ただ、ケース会議等を通じて話し合われた評価、見直し
が、この指導計画に反映されるような項目ごとの記載につなげられておらず、この改善が望まれる。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	a ・ ㉒ ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	a ・ ㉒ ・ c
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	a ・ ㉒ ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	a ・ ㉒ ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

行事が多く、行事の見直しについては保護者にアンケートを実施したり、職員会で反省がきちんに行われている。行事内容も多様であり、全人的な成長につながるように配慮されている。保育環境としての保育室、プレイルーム、園庭なども子どもたちが快適に過ごせるような工夫がなされている。